米子市子どもの貧困対策推進計画（案）についてご意見をお寄せください。

米子市では、「米子市子どもの貧困対策推進計画」の策定に当たり、市民の皆さまからのご意見をお伺いします。

1　計画策定の趣旨

日本における子どもの貧困率は、「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の結果によれば、１３．９％と、約７人に１人の子どもが経済的に困難な状況です。

国では、平成２６年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、同法に基づき、同年８月に「子供の貧困対策に関する大綱」を、鳥取県も平成２７年３月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定（平成28年12月に改定）しました。

本市においても、国の大綱及び県の計画策定を契機に、貧困の状況におかれ困難を抱えている本市の子どもの現状や課題を明らかにした上で、子どもの貧困に対する支援を総合的に実施するために、子どもの貧困対策推進計画を策定いたします。

2　計画期間

５年間（令和元年度～令和５年度）

3　意見の募集期間

令和元年５月23日（木）～令和元年６月21日（金）

4　意見を提出できる方

・市内に居住又は通勤もしくは通学している方
・市内に事務所などのある個人又は法人もしくはその他の団体の方

5　意見の提出方法

ご意見は別添様式「パブリック・コメント記入用紙」に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送　〒683－8686 米子市加茂町一丁目１番地
　　福祉保健部 福祉政策課 企画担当 宛
②ファクシミリ FAX 番号：0859-23-5390
③持参 福祉保健部 福祉政策課 企画担当（米子市役所本庁１階）
④電子メール fukushiseisaku@city.yonago.lg.jp
※ただし、障がいのある方等で前述の方法による提出が困難な場合は、ご相談ください。

6　閲覧・入手方法

・福祉政策課、米子市役所総合案内、淀江支所（地域生活課）、市内各地区公民館、市内各保育施設
・米子市ホームページ

7　お問い合わせ先

福祉保健部 福祉政策課 企画担当
電話：0859－23－5537